



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

## 36協定の届は済んでいますか？ よくある質問とチェックポイント

新年度が始まる4月、36協定の締結時期を迎える会社も多いのではないのでしょうか？今回は36協定作成に関して、皆様からのご質問が多い事項についてご説明いたします。なお、**36協定は監督署に届出ることによって初めて有効**になります。協定を締結しただけでは効力はありません。届出忘れのないように十分ご注意ください。

1ヶ月でなくてもOKです。  
自社の実情に合わせ、管理しやすい期間にすると良いでしょう。

様式第9号（第17条関係）

時間外労働  
休日労働  
に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
金属製品製造業		〇〇株式会社		千代田区神田△-△-△（××××-××××）				
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定 労働 時間	延長することができる時間			期間	
				1日	1ヶ月（毎月1日）	1年（4月1日）		
① 下記②に該当しない 労働者	臨時の受注、納期変更	製品管理	20人	1日8時間	3時間	45時間	300時間	平成21年4月1 日から1年間
	月末の決算事務	事務	10人	同上	3時間	30時間	250時間	同上
② 1年単位の变形労働 時間制により労働す る労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	同上	3時間	20時間	200時間	同上
休日労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定 休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間
臨時の受注、納期変更		機械組立	20人	毎週土 曜・日曜	1ヶ月に2日・ 始業：9:00、終業18:00			平成21年4月1 日から1年間

協定の成立年月日 平成21年 3月 20日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 総務課  
氏名 ○○ ○○

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者）の選出方法（投票による選出  
平成21年 3月 30日

協定期間開始の前  
に成立させる様に

協定期間が始まる  
前に届けましょう

新宿 労働基準監督署長殿

使用者職名 代表取締役社長  
氏名 ×× ××

届出日は成立日と同じか、成立日より後になります

### CheckPoint1:協定の当事者は適切ですか？

過半数労働組合がある会社は労働組合、  
ない会社は過半数代表者が当事者になります。

#### 【過半数代表者の要件】

協定の締結者を選ぶことを明確にした上で  
投票などの方法によって選出された従業員  
かつ

管理監督的立場でない従業員

管理監督的立場にある人とは？

経営者と一体的な立場にあり、それに伴う  
重要な職務・責任・権限のある人

労働者代表にはなれません！！

### CheckPoint2:延長できる時間は適切ですか？

法定労働時間を超えて延長する時間を記入します。  
(所定外労働時間ではないことに注意)  
なお、延長できる時間には上限があります。

	变形労働時間 制ではない場合	1年単位の变形 労働制の場合
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1ヶ月	45時間	42時間
2ヶ月	81時間	75時間
3ヶ月	120時間	110時間
1年	360時間	320時間

上記制限時間を超えてしまう場合には、  
「特別条項」を付けることができます。  
詳細は、次回のあおぞらレターでご案内いたします。

～お知らせ～ 今年度より、労働保険の年度更新の時期が6月1日～7月10日になりました。書類の送付は5月末頃の予定です。